

京都市教育委員会辞令の交付に関する規則を公布する。

平成30年3月26日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

## 京都市教育委員会規則第6号

### 京都市教育委員会辞令の交付に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、辞令の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務局職員等 京都市教育委員会事務局及び教育機関（学校及び幼稚園を除く。）の職員で、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属するもの（臨時的任用職員を除く。）をいう。
- (2) 学校職員 学校及び幼稚園の職員で、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属するものをいう。

#### (事務局職員等)

第3条 事務局職員等への辞令の交付については、市長の補助機関たる職員の例による。ただし、市長の補助機関たる職員の例によりがたい場合は、学校職員の例による。

#### (学校職員)

第4条 学校職員の採用、昇任、転任その他別に定める場合には、学校職員に辞令（別記様式）を交付するものとする。

2 前項の辞令の記載の要領は、別に定める。

3 辞令を作成するときは、公印の印影の印刷をもって公印による押印に代えることができる。

#### (補則)

第5条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

人事異動通知書	
(職名)	(勤務場所又は補職名)
(氏名)	(給与)
(異動内容)	
年 月 日	
京都市教育委員会 印	

(教育委員会事務局総務部総務課)